

令和 6 年 10 月 10 日

第 10 回

# 議 事 録

小国町農業委員会

## 令和6年第10回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月10日(木)午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206号室から209号室

3. 出席委員(農業委員8名 計8名)

会 長		石松 雄平
会長職務代理者	1番	穴井 英雄
委 員	2番	田代 カズヨ
	3番	穴井 幸子
	4番	松野 英一
	5番	時松 達也
	6番	飯沼 由彦
	7番	時松 浩一郎

農地利用最適化推進委員 宮原地区 麻生 輝雄、小田 清

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号番号1 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画  
について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 穴井 徹

事務局職員(係長) 波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長 　ただ今から、令和6年第10回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。

　それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は石松会長にお願いいたします。

議長 　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 　それでは、議事録署名委員は、2番 田代カズヨ委員、5番 時松達也委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 　日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係長 　議案書の1ページを開いてください。農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。令和6年10月10日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第1号番号1です。農地の所在は、宮原字〇〇の1筆です。地目は、登記簿、現況、共に田です。面積は、178㎡です。権利種別は、3条無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申請事由は、規模拡大のため譲渡人の所有権持分2/3の無償移転を受けるもの。詳細は、別冊資料1になります。1ページが許可申請書の写しです。2ページに権利を移転しようとする契約の内容が記載されております。3ページに譲り受ける者の所有及び使用収益権を有する農地の状況が記載されています。自作地の田が2,006㎡、借入地の田が4,461㎡、自作地と借入地合計6,467㎡です。4ページに作付け予定の作物と面積、その下の欄に農機

具等の保有状況、権利を取得する者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力、権利を取得する者の拠点から取得農地までの距離と移動時間が記載されています。5 ページが権利を取得する世帯の農作業への従事状況です。6 ページが 6 番に周辺地域との関係の記載があります。7 ページ航空写真の位置図、8 ページに現地立会時の写真、9 ページが確認書になっております。農地法第 3 条の許可要件は全て満たしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

6 番 この案件につきまして 10 月 3 日に私と穴井幸子委員、麻生推進委員、小田推進委員、及び事務局で現地を確認しました。現地は、耕作がされている小規模な農地でした。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われれます。今後は、譲り受ける者が営農をされていくとのことです。以上で報告を終わります。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

1 番 無償移転ですが、〇〇関係ですか。

係 長 〇〇関係と聞いています。

議 長 それでは、採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 全員賛成 )

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 同じく議案書の1ページを開いてください。議案第1号番号2  
です。農地の所在は、宮原字〇〇、字〇〇、〇〇の3筆です。  
地目は、上段の〇〇が登記簿、現況、共に田、残りの2筆につ  
いてが現況、登記簿、共に畑となっています。面積は、上から  
674㎡、314㎡、765㎡、合計1,753㎡です。権利種別は、3条  
無償移転。譲り渡す者、譲り受ける者は記載のとおりです。申  
請事由は、農業の事業を継承するためです。詳細は、別冊資料1  
の10ページからです。10ページが許可申請書の写しです。11  
ページに権利を移転しようとする契約の内容が記載されていま  
す。12ページに譲り受ける者の所有地、使用収益権を有する農  
地の面積がありますが、農地の継承のため、自作地、借入地は、  
現時点ではありません。13ページに作付け予定の作物と面積、  
その下の欄に農機具等の保有状況、さらに下に権利を取得する  
者の農作業経験等の状況、世帯員等雇用している労働力が記載  
されています。一番下に権利を取得する者の拠点から取得地ま  
での距離と移動時間が記載されています。現住所からは、距離  
と時間がかかりますが、小国町に実家があるということで実家  
からは、それほど距離はないとのこと。14ページに権利を  
取得する世帯の農作業への従事状況が記載されています。次に  
15ページが6番に周辺地域との関係の記載があります。16ペ  
ージから18ページまでは航空写真の位置図、16ページが字〇〇の  
申請地で、17ページが2筆目の字〇〇です。18ページが字〇〇  
の位置です。19ページが現地立会時の写真です。一番上が字〇  
〇、中段が字〇〇、一番下が〇〇の農地となっています。20ペ  
ージが確認書になっております。農地法第3条の許可要件は満  
たしています。補足ですが、営農計画が提出されています。譲  
受者は、後々小国町に帰ってくるということ、これまで50年間  
譲受者が耕作、管理していましたという記載がありました。説  
明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員か  
ら報告をお願いします。

6 番 この案件については、10月3日に私と穴井幸子委員、麻生輝  
雄推進委員、小田清推進委員、事務局で現地を確認しました。  
現地は、譲り受ける者がこれまで管理されていた農地とのこと

です。正式に継承するため、これまでどおり農地として管理されていくと考えられます。この所有権移転により周辺の営農に支障となることはないと思われます。以上で報告を終わります。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 譲受人は、小国町にいないですけれども実家には誰もいないですか。

係 長 現時点では、実家にはいないと聞いています。

5 番 もう何年もいないということですね。

係 長 そうです。話によりますと、週に一回は小国町にできるだけ戻ってきて実家の管理だったり、農地の管理をされていることを伺っております。

5 番 今までは草刈りだけやっていたとのことですかね。

係 長 栗を植えているという話を聞いています。実際に畑として耕作しているところがあったり、倉庫があったりしていますので管理されていたのだろうということで現地確認させていただいています。

1 番 耕作の土地が道路沿いなので荒らさないように譲受人がやっていたらと考えております。栗や桃を耕作されるようですが、販売はされてないですか。自家消費ですか。

係 長 自家消費ということで販売はしていません。営農計画書は、これからも自家消費の農業をされる予定になっています。

議 長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

議 長 全員挙手ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定します。

議 長 日程第 4 議案第 2 号番号 1「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について(利用権貸借)」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

係 長 議案書の 3 ページになります。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和 6 年 10 月 10 日提出。小国町農業委員会会長石松雄平代読です。議案第 2 号番号 1 です。農地の所在は、大字上田字〇〇、〇〇、字〇〇の 3 筆です。地目は、登記簿、現況、共に田。面積は、上から 1,476 ㎡、1,507 ㎡、2,715 ㎡、合計 5,698 ㎡です。内容は、再設定になります。利用権を設定する者、設定を受ける者は記載のとおりです。利用目的は、水稻、期間は 5 年の賃貸借です。賃借料は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問、意見なし )

議 長 それでは、採決いたします。議案第 2 号番号 1 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

( 全員挙手 )

議 長 全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 の原案について同意することを決定します。

議 長 以上をもちまして、小国町農業委員会第 10 回総会を閉会致します。

令和6年第10回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する  
ためここに署名する。

2 番

5 番